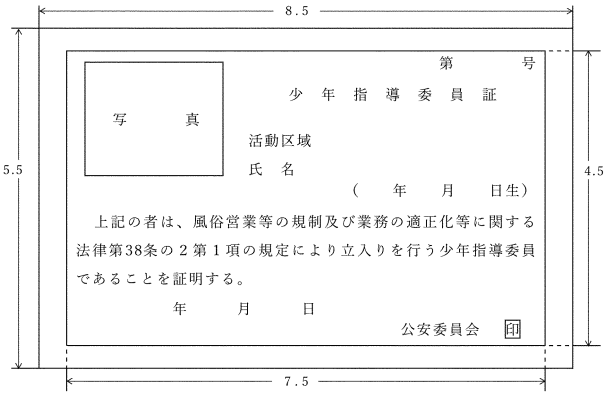
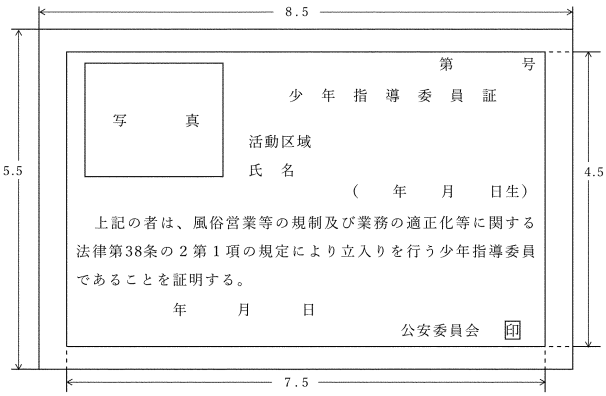
（少年指導委員規則の一部改正）

第三条　少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式（第９条関係） （表）  （裏） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋） 第38条の２　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第２項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第１号、第２号又は第４号から第７号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。 ２・３　略 ４　第１項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ５　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第54条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、100万円以下の罰金に処する。 一～六　略 七　第37条第２項又は第38条の２第１項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避したとき。 備考　１　表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。 ２　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	**別記様式**（第９条関係） （表）  （裏） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抜粋） 第38条の２　公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第37条第２項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第１号、第２号又は第４号から第７号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。 ２・３　略 ４　第１項の規定による立入りをする少年指導委員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 ５　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 第53条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 一～六　略 七　第37条第２項又は第38条の２第１項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者 備考　１　表側の色彩は、縁を淡緑色、文字を黒色、地を白色とする。 ２　図示の長さの単位は、センチメートルとする。